

議第18号

滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例

(滋賀県部等設置条例の一部改正)

第1条 滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に、「商工観光労働部」を「商工労働部」に、「県土整備部」を「交通まちづくり部」に改める。

第2条第4号中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に改め、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 観光に関する事項

第2条第5号ウ中「下水道」を「上下水道」に改め、同条第8号中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、ウを削り、エをウとし、オをエとし、同条第10号中「土木交通部」を「県土整備部」に改め、イからエまでを削り、オをイとし、同条に次の1号を加える。

(II) 交通まちづくり部

ア 都市計画に関する事項

イ 交通体系の整備に関する事項

ウ 住宅および建築に関する事項

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第51号中「工業技術総合センター試験等手数料」を「南部産業技術共創センター試験等手数料」に改め、同項第52号中「東北部工業技術センター試験等手数料」を「北部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

別表第5中「工業技術総合センター試験等手数料」を「南部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

別表第6中「東北部工業技術センター試験等手数料」を「北部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

(滋賀県行政財産使用料条例の一部改正)

第3条 滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4項中「工業技術総合センター使用料」を「南部産業技術共創センター使用料」に改め、同表第5項中「東北部工業技術センター設備使用料」を「北部産業技術共創センター設備使用料」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(滋賀県職業能力開発審議会条例の一部改正)

- 2 滋賀県職業能力開発審議会条例(昭和44年滋賀県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第7条中「滋賀県商工観光労働部」を「滋賀県商工労働部」に改める。

(滋賀県土地収用事業認定審議会条例および滋賀県交通安全対策会議条例の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「滋賀県土木交通部」を「滋賀県県土整備部」に改める。

(1) 滋賀県土地収用事業認定審議会条例(平成14年滋賀県条例第19号)第7条

(2) 滋賀県交通安全対策会議条例(昭和45年滋賀県条例第49号)第5条

(滋賀県都市計画審議会条例および滋賀県開発審査会条例の一部改正)

- 4 次に掲げる条例の規定中「土木交通部」を「滋賀県交通まちづくり部」に改める。

(1) 滋賀県都市計画審議会条例(昭和44年滋賀県条例第35号)第7条

(2) 滋賀県開発審査会条例(昭和45年滋賀県条例第23号)第8条

(滋賀県環境審議会条例の一部改正)

- 5 滋賀県環境審議会条例(平成6年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条ただし書中「庶務は、」を「庶務は」に改め、「おいて」の右に「、自然公園に関する審議事項に係る庶務は滋賀県交通まちづくり部において、それぞれ」を加える。

(滋賀県文化財保護審議会設置条例および滋賀県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 6 次に掲げる条例の規定中「滋賀県文化スポーツ部」を「滋賀県観光文化スポーツ部」に改める。

(1) 滋賀県文化財保護審議会設置条例(昭和50年滋賀県条例第47号)第8条

(2) 滋賀県スポーツ推進審議会条例(昭和37年滋賀県条例第16号)第7条